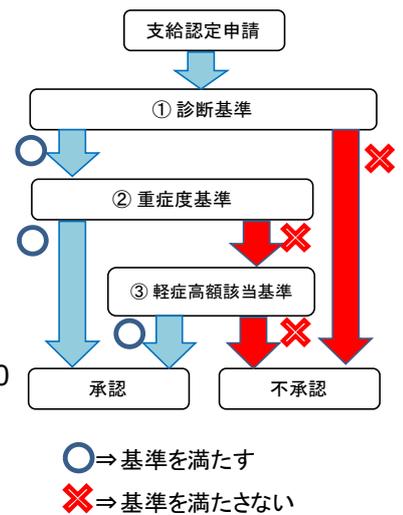


● 軽症高額申請とは

特定医療費（指定難病）の受給には、指定難病ごとに国が定める基準である、①診断基準と②重症度基準の両方の基準を満たしていることが条件となります。ただし、①診断基準は満たしているものの、②重症度基準を満たしていない場合であって、高額な医療費がかかっている場合は、例外的に支給の対象となる場合があります。これを「③軽症高額該当基準」といいます。



● 軽症高額該当基準

軽症高額申請月を含む直近12月以内(※1)に、指定難病にかかる医療費総額(10割分)が1カ月に33,330円を超えている月が3か月以上ある方が対象です。

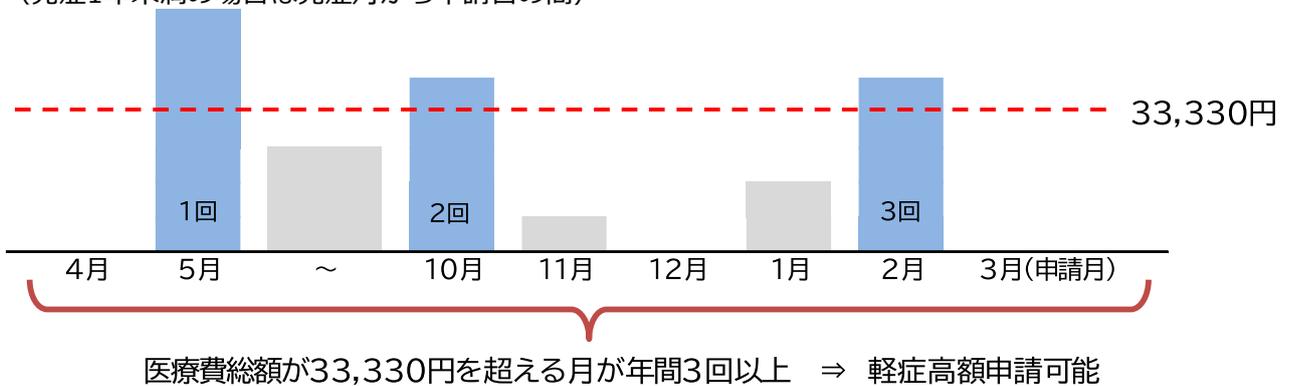
- ※1 指定医が当該指定難病を発症したと認める前の期間は含みません。
- ※2 指定難病にかかる医療費以外の領収証等では申請できません。
- ※3 文書料や保険外診療分は除きます。

● 軽症高額申請に必要な書類

- 1) 該当する月の医療費領収書（診療明細書等）のコピー
- 2) 医療費申告書（様式第6号）・・・様式は保健所にあります。

● 軽症高額申請の適用となる事例

3月に新規申請する場合は、前年の4月から3月(申請日)までの医療費で算定します。
 (発症1年未満の場合は発症月から申請日の間)



● 医療費総額(10割分)の確認方法…領収書等で確認

医療費総額（10割分）は、患者さんが実際に医療機関の窓口で支払った額ではなく、加入する健康保険が負担する分も含まれています。患者さんが窓口で支払った自己負担額に換算すると、1か月当たりおおむね次の金額になります。

医療機関等の支払いにおける自己負担割合	月当たりの自己負担額(目安)
3割	約10,000円
2割	約6,670円
1割	約3,330円